

設立時の労働保険・社会保険手続

届出の提出先	届出書類	コメント
労働基準監督署 (労働者がいない場合は不要です)	労働保険関係成立届	提出期限はそれぞれ、雇用してから10日以内、保険関係成立から10日以内と期限が短いので注意。
	就業規則	常時10人以上の労働者を雇用する事業所については作成して、労働基準監督署に届出する必要あり
	三六協定	就業規則の作成義務がない常時10人未満の企業であっても三六協定の締結・届出は必要です
公共職業安定所 (加入対象労働者がいない場合は不要です)	雇用保険適用事業所設置届	開設後10日以内。これらの届け出は労働基準監督署へ労働保険関係成立届を提出した後直ちに届け出ます。
	雇用保険被保険者資格取得届	雇用した翌月の10日までに提出
社会保険事務所	新規適用届	法人の場合は全事業所に社会保険加入の法的義務があり
	新規適用事業所現況書	
	被保険者資格取得届	
	被扶養者(異動)届	
	国民年金第3号被保険者関係届	